

拠点校部活動・合同部活動の大会参加規程

岩手県中学校体育連盟

1 趣旨

生徒数の減少等に伴う部活動の設置・運営が困難な状況に対して、学校の設置者（各市町村教育委員会等）が運動部活動に参加したい生徒の持続可能な事業として推進する活動に対し、大会参加の機会を保障するものであり、勝利至上主義のためのものではない。

なお、設置者が行う拠点校部活動・合同部活動で大会の参加希望があった場合は、次の条件並びに規程を満たしていることを確認の上、認めるものとする。

2 規程

本連盟として、拠点校部活動・合同部活動を次のように整理する。

(1) 事業主体と実施主体

実施の事業主体は、各市町村教育委員会とし、実施主体は公立中学校とする。

(2) 実施対象校

実施対象校は、事業主体の判断に委ねる。

(3) 実施期間

事業主体の判断に委ねることを原則とするが、事業計画が複数年又は永続的なものが望ましい。

3 条件

(1) (公財)日本中学校体育連盟が定める「拠点校部活動規程」に該当している。

(2) 当該活動に関わる学校全てが岩手県中学校体育連盟に加盟している。

(3) 参加に係る申込手続きは、拠点校（代表校）が当該校長の責任のもと行う。

(4) 拠点校部活動・合同部活動の引率・監督は、拠点校（代表校）の校長・教員・部活動指導員※を原則とするが、事業主体（学校の設置者）が認めた場合、拠点校（代表校）以外の当該活動に関わる学校の校長・教員・部活動指導員・適切であるとして校長が認めた外部指導者が行うことも認める。

※ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校の設置者により任用されている者をいう。

4 実施上の留意点

(1) 大会参加の承認

生徒の在籍校並びに拠点校（代表校）の承認を必要とする。また、参加生徒及び保護者は、拠点校（代表校）の部活動規程・生活指導に同意すること。

(2) 大会等への参加

ア 岩手県中学校体育連盟主催大会への参加は学校部活動として参加すること。

イ チーム等の名称は、拠点校名とするが、拠点校であることがわかる形とすること。

ウ 大会参加に係る必要な手続き等は、拠点校（代表校）で行うこと。

エ 拠点校部活動・合同部活動のチーム競技、団体戦における取扱は、「一単位チーム」とする。

オ 団体種目においては、岩手県中学校体育連盟が定める「岩手県中学校総合体育大会・岩手県中学校新人大会における合同チーム参加規程」と「拠点校部活動・合同部活動

の大会参加規程」に則っていることを条件に、「単独でチーム編成ができないチーム又は複数校合同チームと拠点校部活動・合同部活動を合わせた形」※での参加を認める。

※ 「単独でチーム編成ができないチーム又は複数校合同チームと拠点校部活動・合同部活動を合わせた形」とは、「岩手県中学校総合体育大会・岩手県中学校新人大会における合同チーム参加規程」に示す個人種目のない以下の競技種目（9種目）に限る。

バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、バレーボール、ソフトボール、ホッケー、アイスホッケー、ラグビー

なお、体操競技、新体操、ソフトテニス、卓球、バドミントン、柔道、剣道、相撲の団体種目については、個人種目で大会参加の機会が保障されているためこれに含まない。

カ 各地区中学校体育連盟事務局及び県専門委員長は、拠点校部活動・合同部活動の出場を認めた際は、岩手県中学校体育連盟事務局に報告すること。

(3) 拠点校への移動

拠点校への移動に関しては、事業主体の判断に委ねる。

(4) 安全管理

ア 在籍校から活動場所（学校）への移動は、事業主体の判断の下、在籍校の指示による。

イ 活動中は、当該活動の指導者（顧問や外部指導者）の指示に従う。

ウ 在籍校及び拠点校（代表校）の指導のもとでの移動及び活動中の事故については、スポーツ振興センターの災害共済給付が適用される。

5 その他

(1) 本規程は、本連盟主催大会参加に際して整理したものであり、各自治体における多様な部活動の形を制限するためのものではない。

(2) 本規程は、地域展開の進捗状況を踏まえ、随時検討をしていくものとする。

(3) 本規程は、令和7年4月1日より施行する。

策 定 令和7年2月21日

改 定 令和8年2月20日〔4の(2)ア新設、4の(2)エ、4の(2)オ新設〕